

議案第八十四号

港区立学校施設の開放に関する規則を廃止する規則について

令和五年十一月二十七日

港区教育委員会

令和5年11月27日
教育委員会議案資料 No. 1

港区立学校施設の開放に関する規則を廃止する規則（案）

港区立学校施設の開放に関する規則（平成六年港区教育委員会規則第二号）は、廃止する。

付 則

この規則は、令和五年十二月一日から施行する。

港区立学校施設の開放に関する規則を廃止する規則について

審議内容

港区立学校施設等使用条例及び港区立学校施設等使用条例施行規則の一部改正に伴い、関連規程を整理し、港区立学校施設の開放に関する規則を廃止します。

1 廃止理由

令和5年10月4日から、学校施設開放事業の運用ルールの一部変更及び運用の見直しに伴い、港区立学校施設等使用条例及び港区立学校施設等使用条例施行規則の一部を改正しました。

この改正に伴い、同条例及び同条例施行規則の大半の規程と重複することから、港区立学校施設の開放に関する規則を廃止します。

なお、廃止に伴い、同条例施行規則に定めのない「遊び場開放事業」については、新たに要綱を制定し、必要事項を規定します。また、同様に、学校施設開放運営委員会の設置等については、「港区立学校施設等運営要綱」を改正し、必要事項を規定します。

※ 「(改正) 港区立学校施設等運営要綱」及び「(新規) 港区遊び場開放事業実施要綱」は、令和5年12月1日に施行予定です。

2 廃止内容

別紙のとおり

3 廃止日

令和5年12月1日

港区立学校施設の開放に関する規則を廃止する規則について

条項	条文	対応	関連規程
1条	(目的) 第1条 この規則は、港区立学校施設等使用条例（平成二年港区条例第七号）により港区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が学校施設等の使用を承認したときを除き、東京都港区立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の施設を学校教育に支障のない範囲で開放し、地域の児童及び幼児の安全な遊び場として確保するとともに地域住民のスポーツ活動の場として活用するため必要な事項を定めることを目的とする。	【不要】 ・使用承認は、条例に基づくもののみであり、本条項は不整合であり不要。	—
2条	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 1 開放施設 学校の校庭、体育館、柔剣道場及びテニスコートをいう。 2 遊び場開放 小学校の校庭及び体育館を児童及び幼児の遊び場として活用することをいう。 3 スポーツ開放 学校の校庭、体育館、柔剣道場及びテニスコートをスポーツ活動の場として活用することをいう。	【規定あり】 ①（1号開放施設）（3号スポーツ開放）学校施設等使用条例に規定あり。 ②（2号遊び場開放）遊び場開放実施要綱に規定予定。	①港区立学校施設等使用条例第3条 「（使用料）第3条 学校施設等の使用料は、別表のとおりとする。」 ②港区遊び場開放事業実施要綱第2条 「（開放施設）第2条 遊び場として開放する施設は、区立小学校の校庭又は体育館とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。」
3条	(管理責任) 第3条 施設の開放は教育委員会が行い、管理上の責任は教育委員会が負うものとする。	【不要】 ・施設開放の承認は教育委員会として出すため、必然的に管理責任は教育委員会が負うため。	条例第2条第2項に基づき、教育委員会が使用を承認するため、本条文がなくても管理上の責任を担っている。
4条	(学校施設開放運営委員会及び学校施設開放調整委員会の設置) 第4条 学校施設開放事業の運営を円滑にすすめるために、教育委員会内に学校施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。また、必要に応じ各開放校ごとに学校施設開放調整委員会（以下「調整委員会」という。）を設置することができる。 2 運営委員会及び調整委員会の構成、運営方法等については、別に定める。	【規定あり】 ①（第1項）港区立学校施設等運営要綱第2条に規定予定。 ②（第2項）港区立学校施設等運営要綱第2～9条に規定予定。	①港区立学校施設等運営要綱第2条 「（学校施設開放運営委員会）第2条 教育委員会は、学校施設開放の運営を円滑に進めるため、教育委員会に学校施設開放運営委員会を置く。」 「（学校施設開放調整委員会）第7条 学校長は、学校施設開放の運営を円滑に進めるために必要があるときは、学校施設開放調整委員会を置く。」 ②港区立学校施設等運営要綱第2～9条のとおり
5条	(開放管理員の配置とその職務) 第5条 施設開放校に開放管理員を置く。 2 開放管理員の配置及びその職務は、別に定める。 (開放指導員の配置とその職務)	【規定あり】 ①（第1項）港区立学校施設等運営要綱第10条第1項に規定予定。 ②（第2項）港区立学校施設等運営要綱第10条第2項に規定予定	①②港区立学校施設等運営要綱第10条第1項・第2項 「（開放管理員の配置及び職務）第10条 各開放校に開放管理員を配置する。 2 開放管理員の職務は、次に掲げる事項とする。 （1）開放指導員及び使用責任者との連絡・調整 （2）使用の際の受付業務 （3）開放時における事故・災害発生の際の応急措置 （4）遊び場開放中止の際の表示板掲出 （5）施設管理に関する必要な事項」
6条	(開放指導員の配置とその職務) 第6条 遊び場開放校に開放指導員を置く。 2 開放指導員の配置及びその職務は、別に定める。	【規定あり】 ①（第1項）港区遊び場開放事業実施要綱第5条第1項に規定予定。 ②（第2項）港区遊び場開放事業実施要綱第5条第2項に規定予定。	①②港区遊び場開放事業実施要綱第5条第1項・第2項 「（開放指導員の配置とその職務）第5条 開放施設に開放指導員を配置する。 2 開放指導員の職務は、次に掲げる事項とする。 （1）開放時間中における利用者の事故防止と健全な遊びの指導 （2）開放施設及び設備の管理・保全 （3）開放時における運動具の貸出しと保管 （4）開放時における事故・災害発生の際の応急措置 （5）その他遊び場開放に関する事項」
7条	(開放の形態及び日時) 第7条 開放施設におけるそれぞれの開放形態については、運営委員会が当該学校長の意見を聞き、地域の実情を考慮して定める。 2 施設開放の日時は、別表のとおりとする。ただし、教育委員会は、特別の事由があると認めるときは、これを変更することができる。	【不要】 ①（第1項） 条例と不整合のため不要（開放施設・開放形態については、条例により定めている）。 ②（第2項） ・遊び場開放 港区遊び場開放事業実施要綱第3条に規定予定。 ・スポーツ開放（学校施設開放）港区立学校施設等使用条例第3条別表に規定。	②・（遊び場開放）港区遊び場開放事業実施要綱第3条 「（開放日等）第3条 遊び場として開放する日時は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。 （1）開放日 土曜日又は日曜日 （2）開放時間 午前九時から午後三時まで」 ・（スポーツ開放（学校施設開放））港区立学校施設等使用条例第3条 「学校施設等の使用料は、別表のとおりとする。」→別表
8条	(利用対象) 第8条 開放施設を利用できるものは、次のとおりとする。 1 遊び場開放 原則として、施設開放校の通学区域内に在住する児童及び付き添いのある幼児 2 スポーツ開放 ア 教育委員会が別に定める学校施設等使用団体の事前届出により、承認された団体（以下「届出団体」という。） イ 区の主催する事業に参加する区内に在住又は在勤する者	【規定あり】 ①（第1号）港区遊び場開放事業実施要綱第4条に規定予定。 ②（第2号）港区立学校施設等使用条例施行規則第1条の2に規定あり。	①港区遊び場開放事業実施要綱第4条 「（利用者）第4条 遊び場開放を利用できる者は、原則として、開放施設の通学区域内に在住する児童及び付き添いのある幼児とする。」 ②港区立学校施設等使用条例施行規則第1条の2 「（登録）第1条の2 港区立学校の施設及び設備を使用しようとするものは、あらかじめ港区教育委員会に登録しなければならない。 2 前項の登録をしようとするものは、教育委員会に登録申請書（第一号様式）を提出しなければならない。 3 教育委員会は、登録の申請を受けたときは、審査の上、学校施設等登録証（第一号様式の二）を交付するものとする。」

9条	<p>(利用の手続) 第9条 前条第二号アに規定する届出団体が、開放施設を利用しようとするときは、教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。 2 第2条第3号のスポーツ開放の利用については、教育長が別に定める手続により行うものとする。</p>	<p>【規定あり】 ①(第1項) 港区立学校施設等使用条例施行規則第2条に規定あり。 ②(第2項) 同条例施行規則第2条に規定あり。</p>	<p>①②港区立学校施設等使用条例施行規則第2条 「(使用の申請)第2条 次に掲げる団体等のうち、学校施設等を使用しようとするものは、使用日までに使用申請書(第一号様式の三)を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。 一 第一条の二第三項の規定による登録を受けた団体 二 前号のほか、教育委員会が認めたもの」</p>																															
10条	<p>(利用の承認の取消) 第10条 前条の規定により、利用承認を受けた届出団体が、次の各号のいずれかに該当するとき、教育委員会は利用の承認を取消することができる。 1 利用目的又は、承認内容と異なる利用をしたとき 2 営利を目的として利用したとき 3 学校教育上支障が生じたとき 4 その他教育委員会が必要と認めるとき</p>	<p>【規定あり】 港区立学校施設等使用条例第8条に規定あり。</p>	<p>港区立学校施設等使用条例第8条 「(使用承認の取消し等)第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。 一 使用目的又は使用条件に違反したとき。 二 この条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は教育委員会の指示に従わないとき。 三 災害その他の事故により、学校施設等の使用ができなくなったとき。 四 前三号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。」</p>																															
11条	<p>(賠償責任) 第11条 利用者は、施設開放中において学校の施設等に損害を与えたときは、教育委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額又は免除することができる。</p>	<p>【規定あり】 港区立学校施設等使用条例第10条に規定あり。</p>	<p>港区立学校施設等使用条例第10条 「(損害賠償の義務)第10条 利用者は、学校施設等に損害を与えたときは、教育委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。」</p>																															
12条	<p>(委任) 第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。</p>	<p>【不要】 本規則を廃止にするため。</p>	<p>—</p>																															
別表	<p>一 遊び場開放</p> <table border="1" data-bbox="311 716 1169 1087"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>開放日</th> <th>開放時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">校庭及び体育館</td> <td>土曜日</td> <td>午前十時から正午まで及び午後一時から午後五時まで(十月から翌年三月までは、午後四時まで)</td> </tr> <tr> <td>日曜日</td> <td>午前十時から正午まで 午後一時から午後五時まで(十月から翌年三月までは、午後四時まで)</td> </tr> <tr> <td>春季・夏季休業日</td> <td>午前十時から正午まで 午後一時から午後五時まで(十月から翌年三月までは、午後四時まで)</td> </tr> </tbody> </table> <p>二 スポーツ開放</p> <table border="1" data-bbox="311 1129 1169 1959"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>開放日</th> <th>開放時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">校庭</td> <td>土曜日</td> <td>午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで</td> </tr> <tr> <td>日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日</td> <td>午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで</td> </tr> <tr> <td>火曜日から土曜日までの夜間</td> <td>午後六時半から午後九時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に定める休日を除く。</td> </tr> <tr> <td>体育館及び柔剣道場</td> <td>土曜日</td> <td>午前九時から正午まで、午後一時から午後五時まで及び午後六時から午後九時まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">体育館及び柔剣道場</td> <td>日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日</td> <td>午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで</td> </tr> <tr> <td>月曜日から金曜日まで</td> <td>午後六時から午後九時まで</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>火曜日から土曜日までの夜間</td> <td>午後六時半から午後九時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に定める休日を除く。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 土曜日及び日曜日のうち、小学校で遊び場開放中のときは、この限りでない。</p>	施設	開放日	開放時間	校庭及び体育館	土曜日	午前十時から正午まで及び午後一時から午後五時まで(十月から翌年三月までは、午後四時まで)	日曜日	午前十時から正午まで 午後一時から午後五時まで(十月から翌年三月までは、午後四時まで)	春季・夏季休業日	午前十時から正午まで 午後一時から午後五時まで(十月から翌年三月までは、午後四時まで)	施設	開放日	開放時間	校庭	土曜日	午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで	日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日	午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで	火曜日から土曜日までの夜間	午後六時半から午後九時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に定める休日を除く。	体育館及び柔剣道場	土曜日	午前九時から正午まで、午後一時から午後五時まで及び午後六時から午後九時まで	体育館及び柔剣道場	日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日	午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで	月曜日から金曜日まで	午後六時から午後九時まで	テニスコート	火曜日から土曜日までの夜間	午後六時半から午後九時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に定める休日を除く。	<p>【不要】 (仮称) 港区遊び場開放事業実施要綱を制定するため不要。</p>	<p>・(遊び場開放) 港区遊び場開放事業実施要綱第3条 「(開放日等)第3条 遊び場として開放する日時は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。 (1) 開放日 土曜日又は日曜日 (2) 開放時間 午前九時から午後三時まで」 ・(スポーツ開放(学校施設開放)) 港区立学校施設等使用条例第3条 「学校施設等の使用料は、別表のとおりとする。」→別表</p>
施設	開放日	開放時間																																
校庭及び体育館	土曜日	午前十時から正午まで及び午後一時から午後五時まで(十月から翌年三月までは、午後四時まで)																																
	日曜日	午前十時から正午まで 午後一時から午後五時まで(十月から翌年三月までは、午後四時まで)																																
	春季・夏季休業日	午前十時から正午まで 午後一時から午後五時まで(十月から翌年三月までは、午後四時まで)																																
施設	開放日	開放時間																																
校庭	土曜日	午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで																																
	日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日	午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで																																
	火曜日から土曜日までの夜間	午後六時半から午後九時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に定める休日を除く。																																
	体育館及び柔剣道場	土曜日	午前九時から正午まで、午後一時から午後五時まで及び午後六時から午後九時まで																															
体育館及び柔剣道場	日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日	午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで																																
	月曜日から金曜日まで	午後六時から午後九時まで																																
	テニスコート	火曜日から土曜日までの夜間	午後六時半から午後九時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に定める休日を除く。																															